

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象施設	補助対象経費
<p>介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業</p>	<p>次に掲げる介護サービス事業所等（福祉用具貸与事業所を除く。）</p> <p>(1) 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所</p> <p>(2) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）</p> <p>(3) 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員が居宅で生活している利用者に対し、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所</p>	<p>(1) 介護サービス事業所等のサービスを継続して提供するために必要な費用</p> <p>ア 介護サービス事業所等の消毒又は清掃に関する費用</p> <p>イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入に関する費用</p> <p>ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、割増賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等</p> <p>エ 連携先となる介護サービス事業所等への利用者の引継ぎ等の際に生じる介護報酬上では評価されない費用</p> <p>オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリースに係る費用等</p> <p>(2) 通所系サービス事業所が人数を制限して行うサービスの実施に係る費用</p> <p>ア 通所しない利用者を訪問して安否確認等を行うために必要な車又は自転車の購入若しくはリース費用等</p> <p>イ 通所しない利用者に対してICTを活用した安否確認等を行うための利用者用タブレット端末のリース費用等（通信費用を除く。）</p> <p>(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が当該事業所以外の代替の場所で行うサービスの実施に係る費用</p> <p>ア 代替の場所の賃料、物品の使用料等</p> <p>イ 職員の交通費及び利用者の送迎に係る費用</p> <p>(4) 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）による訪問サー</p>

		<p>ビスの実施に係る費用</p> <p>ア 訪問サービスの実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当</p> <p>イ 訪問介護事業所に所属する職員による同行指導への謝金</p> <p>ウ 訪問サービスの実施に必要な車又は自転車の購入若しくはリースに係る費用等</p> <p>エ 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用</p> <p>オ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用</p>
<p>介護サービス事業所等との連携支援事業</p>	<p>次に掲げる介護サービス事業所等の利用者の必要な介護サービスを確保するため、当該事業所等の利用者の積極的な受入れ及び職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所等</p> <p>(1) 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所</p> <p>(2) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自主的に休業（補助対象事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日が連続して3日</p>	<p>(1) 利用者の受入れに係る連絡調整に関する費用及び職員の確保に関する費用</p> <p>ア 追加で必要な人員の確保のための職業紹介料、割増賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等</p> <p>イ 利用者の引継ぎ等の際に生じる介護報酬上では評価されない費用</p> <p>(2) 職員の応援派遣に係る費用（職業紹介料、割増し賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等をいう。）</p>

以上である場合をい う。) した介護サービ ス事業所等
